

共通書類（1部）

チェックリスト番号	書類名	摘要
4	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
5	建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の収受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と行政庁の収受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>
6	建設業許可に係る申請書類の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在で有効なすべての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規） (1)は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と更新申請書（行政庁の収受印が押されているもの）の写しを提出してください。</p> <p>※建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）・廃業届（様式第22号の4）（どちらも行政庁の収受印が押されているもの）の写しも提出してください。</p> <p>※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを作成して提出してください。</p>
7	資格情報を証明する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 「電気工事業」「管工事業」「電気通信工事業」「消防施設工事業」の一部の受注希望工事を申請する場合、提出してください。 管工事業の浄化槽工事は申請する事業所で届出が必要です。変更がある場合は変更届の写しの提出も必要です。 <p>※申請の手引7～8ページ参照。</p>

共通書類に関する問合せ先

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事）

T E L : 0 4 8 - 8 3 0 - 5 7 7 1 / F A X : 0 4 8 - 8 3 0 - 4 9 1 4

中小企業等協同組合等の申請書類

【官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合】

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合のうち、建設業法第3条の規定による建設業許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた方で、官公需適格組合の算出方法の特例を希望する方は、下表の書類を提出してください。自治体によって申請内容が異なる場合は、共同受付窓口（埼玉県入札審査課）までお問い合わせください。なお、特例計算を行っているのは、次の自治体です。

※下表は今回の申請に参加していない自治体名も含みます。

埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、越谷・松伏水道企業団、戸田ポートレース企業団、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合(今回参加していない自治体名も含みます。)

チェックリスト番号	書類名	摘要
8	官公需適格組合証明書の写し	<ul style="list-style-type: none">官公需適格組合の算出方法の特例が受けられるのは、官公需適格組合証明書に記載されている業種のみです。
9	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none">組合と組合員（5以内）のもの申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください。（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
10	官公需適格組合資格審査数値計算表（様式C2）	<ul style="list-style-type: none">作成する際は、当該組合のほか、5以内の組合員の経営事項審査結果通知書から必要な事項を記入してください。「自己資本額」欄、「利益額」欄のそれぞれの「特例適用後数値」欄は、合計した数値を記入してください。「経営状況評定」欄、「社会性等評点」欄のそれぞれの「特例適用後数値」欄は、小数点第1位を四捨五入した平均値を記入してください。「建設工事の種類別年間平均完成工事高」欄と「建設工事の種類別年間平均元請完成工事高」欄は、合計した数値を記入してください。「建設工事の種類別技術者数」欄の「数値特例」欄は、記入した技術者の合計数値を記入してください。